

訂正
標註
神皇正統記

今泉定介
畠山健
訂正標註

下卷

リ 5
4514
3



訂正
451
卷3-3

青
庫

ハッーもうるため
しありき云々、欽明天
皇ハ繼體天皇の嫡子
トシテ、御母ハ手白
舌皇女、仁賢の御女
トシテ、繼體天皇トハ
御子トシテ、仁賢天皇
ニハ御孫ナリ、後三條
院トシテ、朱雀院ニハ御
孫トシテ、三條院トハ
御孫トシテ、久ト云々

訂正
神皇正統記
下卷

北畠親房卿著

今泉定介

訂正標註

第七十一代、第三十八世、後三條院、御名ハ尊仁、後朱雀第
二子、御母ハ、中宮禎子内親王陽明門院ト申しき、三條院の皇女
トシ、後朱雀の御素意にて、大弟ト立ち給ひき、又三條の御
末をもうけ給へりき、むろも、かゝるためありき、兩
流を内外にうけうよひて、繼體の主とちりまゝしき
戊申治曆のト即位、己酉に改元、延久此の天皇ハ、東宮ト
てひらゝくたをましきまつらよ、和漢の文、顯密
のをしへまでもくららび知らせまふいき、ひき詩歌の御製
も、あまし人の口に幾るめ、後冷泉のすまらば、世の中

訂正

神皇正統記下卷

一

教育書專賣所

東京

今泉定介
畠山健

訂正標註

訂正
神皇正統記

教育書
專賣所

東京
普及舎

107

田

高羽の三帝皆相つき
て別と給ふこと百
三十五年、その間、在位
の主は權勢をうりき

高羽の御時、東宮の御時
といふにおき

すごはせまゝくき、おそぬふて世をさへせ給ふ事む
く、ハ、ち、うり、り、り、孝謙脱履の後よぞ、廢帝ハ位に居
給ふむ、うりと見え、れども、古代の事も、バ、た、う、な
ら、び、嗟、峨、清、和、宇、多、の、天、皇、も、た、い、は、づ、り、て、の、う、せ、給
圓融の御時と、や、う、く、あ、う、せ、給、ふ、事、も、あ、り、い、ふ、や、院
の御前よて、攝政兼家の大臣承りて、源時仲の朝臣を
參議にちさき、うりとて、小野宮の實資の大臣ちど、傾
け申さき、うりとぞ、い、れ、ば、上、皇、ま、い、ま、せ、ど、主、上、を、さ、る
く、お、も、く、ま、す、と、き、い、ひ、と、へ、ま、執、柄、の、政、ち、り、き、宇、治、の
大臣の世とちりて、三代の君の執政にて、五十餘年權
を專にせらる、先代（みゆ）ふ、關白の後ハ、知在の禮よてあり
い、ふ、い、ま、り、ち、り、い、ど、に、成、り、よ、う、き、ま、り、や、後、三、條、院、坊

院は飛院、宣ハ上皇の
詔命なり、應ハ院の懸
了、上皇の政務を行
ふ所なり

の御時より、あ、い、ち、ま、に、思、い、め、す、よ、い、聞、え、て、御、中、ら、ひ
あ、い、く、て、あ、や、ぶ、く、お、お、い、め、す、い、ど、の、事、の、も、ち、ん、あ、り
々、々、踐、祚、の、時、即、關、白、を、や、め、て、宇、治、に、い、も、ら、れ、ぬ、弟、の
二條の教通も、大臣關白せ、ま、い、ら、ず、殊、の、外、に、其、の、權、も
ち、く、た、は、い、き、ま、い、て、此、の、御、代、よ、も、院、よ、て、政、を、き、り、せ
給、へ、ば、執、柄、ハ、た、い、職、に、を、ち、り、う、り、を、り、に、ち、り、ぬ、
い、ま、ど、こ、れ、よ、り、又、ふ、り、き、ま、い、ら、ず、一、變、す、る、に、や、あ、り
々、ん、執、柄、世、を、お、こ、ち、を、き、い、ら、ず、宣、旨、官、符、に、て、お、そ、天
下、の、事、ハ、施、行、せ、ら、れ、に、此、の、御、時、よ、り、院、宣、廳、の、御、下
文、を、お、り、く、せ、ら、れ、い、ま、よ、り、て、在、位、の、君、ま、と、位、に、を、ち、
り、給、へ、る、を、り、ち、り、（き）世、の、す、え、よ、ち、ま、り、す、い、ら、ず、な
る、べき、に、や、又、城、南、の、鳥、羽、と、云、ふ、所、に、離、宮、を、立、て、土、木

の大立ちいとちもありきむりハ、おりの君ハ、朱雀院にまゝす是を後院といふふ又、冷然院も然の字、火事のものかどありて、泉の字におもくくろく、その所々ハすませ給はず、又、白河より後ふも、鳥羽殿をもちて、上皇御座の本所とハしどめらまふなり、御子堀川の御門、御孫鳥羽の御門、御曾孫崇徳の御在位まで、五十餘年在位して十年、院中て四十年世をまゝせ給ひくバ、院中の禮ちど云ふ事も是よりぞはどまりにくく、まべて、御心のまゝに、久しくたりとせ給ひく御代ちり、七十七歳おはしましき第七十三代、第四十世、堀河院、御名ハ善仁、白河第二の子、御母ハ中宮賢子、右大臣源顯房の女、關白師實の大臣の猶子なり、丙寅應徳三のと即位、丁卯、改元寛治此のみ

神樂の曲云々、天皇伶人助忠が、神樂の歌をうけ給ひて、近方ま教へ給ひく、續古事談に見えり、其の御説、今の世までつづく

御鳥帽子、直衣、和名抄、一、名頭衣と見え、飾抄、宿老之人、薄塗、社年厚塗と見えり、又、深窓秘抄、御立鳥、幅直衣ハ、オりの時

ど、和漢の才まゝくく、ことと管絃、郢曲、舞樂のかたあきく、のよまゝ、まゝ、き、神樂の曲ちどハ、今の世まで、地下よつへたり、此の御説ちり、天下を治め給ふ事二十一年、二十九歳おはしましき第七十四代、第四十一世、鳥羽院、御名ハ宗仁、堀河第一の子、御母ハ、贈皇太后藤原の茨子、贈太政大臣實季の女ちり、丁亥嘉承二の年即位、戊子に改元天仁天下を治め給ふと十六年、太子にゆつりて、尊號あり、白河、代をまゝせ給ひくバ、新院とて、听々の御幸も、おちど御車にてありき、雪見の御幸の日、御鳥帽子直衣に、ふらぐつをめぐり、御馬にて本院の御車のほきまゝくく、世にめぐらるる事ちまバ、こぞりて見奉りき、むり、弘仁の

の御用ありと見え

太上皇嵯峨の院にうつらせ給ひ一日にや、御馬ふて、都より出でさせまゝて、宮城の内をえ、とろせ給へりといふ事の見え、かやうの例にやありらん、御容儀めでたくまゝけまば、きうをも好ませ給ひらるにや、装束のこまゝちり、烏帽子のひらひらと云ふこととえ、其の比より出来にき、花園の有仁の大臣、又容儀ある人にて、仰せあわせて、上下おちる風にちりよるとぞ申すめ、白河院かくまゝまひてのち、政を知らせ給^い御孫なる御子の儀もまば、重服をきさせ給ひたり、是も、院中ふて二十餘年、其のあひどに、御出家ありたりと、猶、世をまゝせ給ひき、はまば、院中のふるたため、白河鳥羽の二代を申すあり、五十四歳おとまりまゝき

上皇と御中らひ云々
鳥羽上皇 羅維美福門
院の所生、體仁を位
つらんかゝる、崇徳
天皇を、強ひて位
を譲ら、の給ひ、と
をいふ

第七十五代、崇徳院、御名ハ顯仁、鳥羽第二の子、御母ハ、中宮藤原の璋子、待賢門院入道大納言公實のむすめあり、
癸卯^{保安}の^四と、即位、甲辰に改元、治五年戊申の^六と、宋の欽宗皇帝、清康三年にあ^七、宋の政とどお^八より、北狄の金國にこ^九りて、上皇徽宗と^{一〇}び、欽宗をとりて北にかへりぬ、皇帝高宗、江をわ^{一一}りて、杭州といふ所、都を立て、行在所と^{一二}、南渡といひ、是なり此の天皇、天下を治めたまふ事十八年、上皇と御中らひ心よ^{一三}らで、あり、そのせ給ひき、保元二年ありて、御出家あり、^{一四}が、讃岐の國にうつられたま^{一五}、四十六歳おとまりま^{一六}、
第七十六代、近衛院、御名ハ體仁、鳥羽第八の子、御母ハ、皇后藤原得子、美福門院贈左大臣長實の女あり、辛酉^{永治}元

父の法皇云々、鳥羽法皇より保元元年七月二日一命ト給ひき

西山の方云々、如意山ニ適き給ひしなり

左大臣の子ども云々、頼長の子頼長を山実、師長を土佐、隆長を伊日、長隆を安房

いふなり、天下を我がまゝにとまつるはまゝなりや、崇徳の上皇を申しすめて世をまごら^と父の法皇晏駕の後、セケ日むりりや、あゆみん、忠孝の道かけよなる事と見えたり、法皇も、うねてさくらせ給ひしや、平清盛、源義朝等よめしあふせて、内裏をまもり奉るべきよし勅命ありきとぞ、上皇鳥羽より出で給ひて、白河の大炊殿と云ふ所まで、すぐに兵をあつめられなきは、清盛、義朝等に勅して、上皇の宮をせめし^と官軍がつよのま^とりて、上皇ハ、西山の方にのまき、左大臣ハ、流矢よあたりて、奈良攻邊までむちゆき、ついに客死せし^とまぬ、上皇御出家ありしと猶、諸岐にいふは、給ひ^い大臣の子ども、國々よつらき^る武士ども、おそく誅

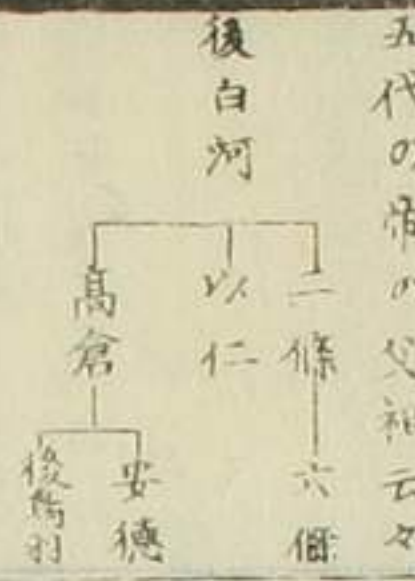
いふなり、帝王編年記に見えたり

奈良攻のころ、うひハ、奈良子仲成の亂なり

通憲ハ、文章博士實兼の子と認め圓空と稱し、又信西といへり

いふなり、其の中に、源為義ときおえしハ、義朝が父なり、いさなり御ころらば、ありたり、上皇の御方ありて、義朝と各別にありぬ、餘の子どもハ、父に屬し、軍やぶきて、為義も出家ありしを、義朝あづかりて誅せしこそ、ためしき事ハ、あき、嵯峨の御代よ、奈良攻のころ、かひありて後ハ、都に兵革といふと、是よりみどきそめぬるも、時運のくどりぬ、さごごおぶゆる、この君の御乳母の夫よ、通憲法師と云ひしハ、藤家の儒門より出でたり、宏才博覽の人なりき、はきど、時にあまびして出家たりし、此の御代よ、いとく用ひらきて、内々も、天下の事、はらぐらひ申し、大内ハ、白河の御代より久しく荒廢して、里

たえく公事云々、内
宰相の申久しく絶
えくを御を興、詩歌
管絃の遊をうよま
て、相推せり、保元物
語に見えり



内裏ののこまりを謀をめぐらし、國のつひえも
ちつく立て、たえく公事どもを申しおこさ
ひき、すべて、京中の道路ちどもをひ清めて、むろいふ
かへりたるすくもどあり、天下を治め、まふ事三
年、太子はゆづりて、例のごとく尊跡ありき、院中より天
下をふせ給ふ事三十餘年、其のあひごに御出家あり
し、政務はかまらず、白河、鳥羽兩代のごとく、
も、うちつぎ亂世はあませ給ひ、こそ、あさましくも、
五代の帝の父祖にて、六十六歳はまゝき
第七十八代二條院、御名は守仁、後白河の太子、御母は、贈
皇太后藤原の懿子、贈太政大臣經實の女なり、戊寅^{保元}
の年即位、己卯は元、年跡を平治と云、右衛門督藤

信賴ハ道隆ハ世の孫
忠臣と手あり

いさめ申してや、
平治物語、ある時上
白河西に仰せらる
て、信賴が大将を望
み、中より如何、信西申
し、信賴は、信賴ちの
身を以て大将をけ
さば、稱譽を究めて、謀
逆の臣とあり、天の為
に、さき恨もんと争
う不便と思はれて
依ふべきとあり、
上皇尤も、思召
なき、信西は、信西
唐の安祿山が奢る
圖を書いて奉り、
みえり、
通憲法師が縁者云々、

原の信賴と云ふ人あり、上皇いそぐ寵せはせ、まひ
て、天下の事をきへ、きつせ、まてふちりになき、
おごりの心もきば、近衛の大将を望み申し、通
憲法師いほめ申してや、其の時、源義朝朝臣が、清盛
朝臣におほへらきて、恨をふくめり、を、相か、ひ
て、叛逆をむひくただてり、保元の亂は、義朝が功
たりくあり、清盛は、通憲法師が縁者にちりて、殊
の外、めつら、通憲法師、清盛等をうり、世
をふり、きま、ふせんとぞは、ひ、清盛、熊野にま
うで、隙をうり、ひて、先上皇御座の三條殿といふ
所をやきて、大内にうつし、申し、主上をもかたを、
いほめ奉り、通憲法師のぶきがとくやあり、ん、みづら

訂正 申皇正統記下卷

八 教育書專賣所

通憲の子成範清盛の
女を娶まらん故といふ

我が子とてハ云々其
の子成憲ハ參議成憲
ハ近衛中將長憲ハ少
將貞憲ハ右中辨ちう
き

近臣等云々、天皇の外
皇大納言兼宗別當准
方母をいふ
清盛の家ハ八條口あ
りしなり

尾張の國にて云々、尾
張國守多郡野間内海

ら失せぬ、其の子ども、やがて國々へちるつらむ^四通
憲も、才學あり、心もはる^一り、己が非を去り、未
崩の禍をふせぐまでの知分やうけ^二り、信賴が非
をばいしめ申しけまど、我が子どもハ、顯職顯官にのび
り、近衛次將ちどるさへちり、參議以上ふあぶるもあり
き、かくて失せに^一り、是も、天意ふたがふ所ありとい
ふ事ハ、うたむひるし、清盛此の事を聞き、道よりの不
ぬ、信賴^一のうひおける近臣等、此の中に心おち^二する
人々ありて、至上上皇を^一のびて出^二り奉り、清盛が家
ようつ^一り申^二りてたり、すまむち、信賴、義朝等を追討せら
る^三程、ち^一打ちかちぬ、信賴^一の^二をわて首をき^三りまに
知り、義朝ハ、東國へ^一心ざ^二りての^三をま^四りかど、尾張のく^一

うら民が家よて
司忠義等義朝を答
は殺すり

大義ハ親を滅不す
云々、左傳ハ魯隱公四
年九月衛人使右宰
石碯州吁于濮石碯使

りてうら^一まぬ其の首を梟せ^二るまにき、義朝重代の兵た
り^一りへ、保元の勲功すてらま^二りあり^一り、父のく
びをき^一せたり事、大なるとぶちり、古今ふまきりず、
和漢も例を^一し、勲功も申^二り習ふとも、みづから退くと
も、ち^一の父を申^二りたすくる道ち^一るべき、名行かけを
てに^一まばい^二りて、つひも、其の身をま^三すべき滅
びぬることハ天理なり、たよを、か^一る事ハ、其の身のと
がハはる^一りて、朝家の御あやまりちり、よく案あるべ
る^一りりたるま^二りこそ、其の頃、名臣もあま^一とあり^一
ふや、又、通憲法師、萬申^一りおこ^二るひ^一り、ま^二どの諫め申は
ざりける、大義ハ親を滅不すと云ふ事のあるハ、石碯
といふ人、其の子を殺^一りたり^一ことり、父として、不忠

其字瑞羊肩泚殺石厚
子陳君子曰不確純臣
也惡州野而厚與焉大
義滅親其是之謂乎と
見えり、州野ハ其の
父を殺し、りりちり、
石厚ハ石碓の子にて、
州野の交友あり
大理といハ大理公事也
とあり、我が朝の檢非
違使の如きりのちり

の手をふるすハ理あり、父不忠ありとて、子としてこら
すと云ふ道理あり、孟子に、とてへをとりていへるよ、舜
の天子たア、時、其の父瞽叟、人をふるす事あるんを、時
の大理ちり、一臯陶、とてへをば、舜といふ、給ふべ
きといふよ、舜も位をすて、父を負ひてぞ去らまると
あり、大賢のをへちまば、忠孝の道あるをれて、たも、
ろくこそ、保元、平治よりこのあ、天下みどきて、武用は
かりよ、王位あるくちりぬ、いまだ、太平の世にあらざ
るも、名行のやぶきをめ、一ふよき事とぞえとる、の
くて、とてへとまづまきり、に、主上、上皇、御中ありて、主
上の外舅、大納言經宗、後よめ、りへさきて、御めのと子
大臣、大將までちりきの別當、惟方等、上皇の御意に背き、くき、清盛朝臣、よ仰

兄弟をちつて、大將といハ、
重盛、或をちせるも
天下の諸國ハ云々、田
園三十餘國、と降り、一
門の人、四仁、み任せ
り、り六十餘人、ち

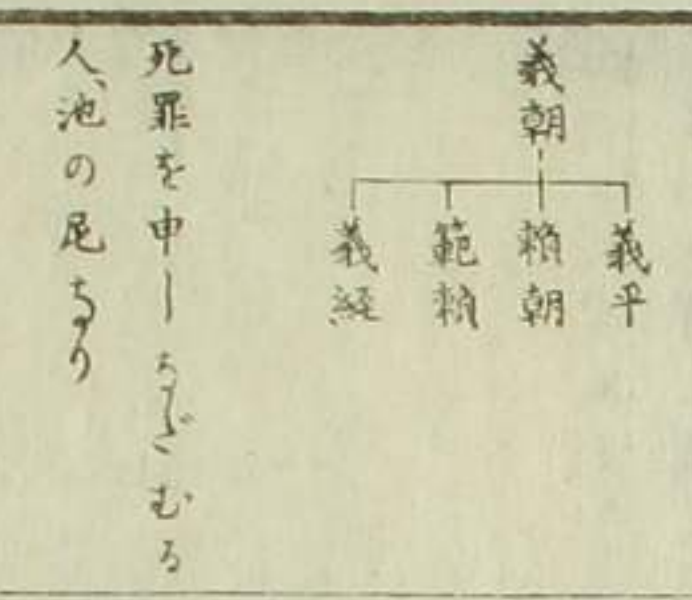
せてめ、り、配所につり、是より、清盛、天下の權
を、り、き、ま、に、して、程、ち、く、太政大臣、り、あ、う、り、其の子、
大臣、大將に、ち、り、あ、ま、さ、へ、兄弟、左右の大將、よ、て、ま、く、び
ふ、き、此の御門の御世の事、ち、ぬ、も天下の諸國ハ、半す
ぐるまで、家領と、ち、り、官位を、お、不、く、一門の家僕に、ふ、は
げ、り、王室の權、は、に、ち、き、が、こ、と、く、り、ち、り、ぬ、この天
皇、天下を、治、め、給、ふ、事、七、年、二十、三、歳、お、ま、り、ま、り、き
第七十九代、六條院、御名を、順仁、二條の太子、御母ハ、大藏
少輔伊岐兼盛、ヶ、女、ち、り、其の品、い、や、り、く、贈位、乙酉、永萬
ま、で、ち、ち、り、り、り、や、元
の年、即位、丙戌に、改元、仁、天下を、治、め、給、ふ、事、三、年、上皇、世
を、ち、り、せ、給、ひ、り、り、バ、二條の御門、本より、心、す、の、り、ぬ、御
事、ち、り、り、り、ち、ち、り、や、い、つ、り、讓國の、ま、と、あり、き、御元服

讓國の、ま、と、あり、り、ハ、天
皇五歳の御時、ち、り

世を重くし重盛
治承三年八月年四十
二より薨せり
関白基房太宰権帥
任じしを一治承三
年あり

ちどもちて、十三歳にて世をえやくいおはし、まき
第八十代第四十二世高倉院御名ハ憲仁、後白河第五の
子、御母ハ、皇后平の滋子、建春門院贈左大臣時信の女を
り、戊子仁安のとし即位、己丑嘉應改元、天下を知ら
せしむ事いこのおと、清盛権を專にせし事ハ、殊更
一、此の御代の事あり、其の子、徳子入内して女御と、院即
立后ありき、末つごと、やうく所々、反亂の聞えあり、
清盛一家、非分のわざ天意よそむきけるよこそ、嫡子、内
大臣重盛ハ、心をへちりて、父の悪行をいほめ
とめ、権をなくさまし、に、時の執柄よて、菩提院の関白
基房の大臣おえし、もキらひよろしからぬ事ありて、

師長治承三年尾原
流はる、此の時、大納言
齊藤以下、法皇親近
するより三十九人の
官職を解き、
以仁後白河第二の皇
子あり



太宰権帥に遷はきて配流せし、妙音院の師長の大
臣も、京中を出たは、其の外、つとせしき人おなり
き、從三位源頼政といひ、りの院の御子、以仁の王とて、
元服ハありしと、親王の宣旨ちどだよちて、かこを
らちち宮におえしを、すめ申して、國々ある、源氏
の武士等にあひふれて、平氏をうちんとせりけ
る、事ありてきて、皇子もうちを給ひぬ、頼政も不
びぬ、あれど、そまより亂をそめてなり、義朝朝臣が子、
頼朝、前古兵衛佐、從五位下、平治の比、六位の藏人た、平治
の亂、死罪を申しちむる人ありて、伊豆の國に配流
せしきて、おなくの年をたくり、以仁王の密告をう
ちし、院より、忍びて仰せつり、す道ありき

義兵を以て一に頼朝の伊豆より兵をあげしハ治承四年八月より

御心をへもめでたく仕丁の紅葉を焼きて酒を煖めしを許し給ひ賤女の朝服を盗まじしを患と與へ給ひし類をいふ

忠誠 清盛 重盛 宗盛 宗清 宗盛 宗清 知盛

バ、東國をすゝめて、義兵をおおしぬ、清盛いよゝゝ、悪行をのそちりけきバ、主上ふらくちげらせ給ふひよきふそくに、遜位の事ありしも、世をいとせまゝゆるゆゑとぞ、天下ををさめ給ふ事十二年、世のちのの御いのりの為、や、平家の、取分け崇め申す神ありけれバ、安藝の嚴島、ちんまのせ給ひら、此の御門、御心をへもめでたく、孝行の御心ありふり、程ちく、世をそやくし給ふひよき二は、まゝり、尊號ありて、程ちく、世をそやくし給ふひよき二十一歳おとまりまゝき、第八十一代、安徳天皇、御名ハ言仁、高倉第一子、御母ハ、中宮平徳子、建禮門院と申太政大臣清盛がむすめなり、庚子承治四のとり即位、辛丑に改元、養和、法皇、猶、世をいらせ給ふ、平

重衡 建礼門院 教盛 教経 忠度

福原ハ、今の神戸の地、法皇上皇、法皇ハ、後白河上皇ハ、高倉より清盛かくきて、養和元年閏二月、俄、熱を患へて薨じり、年六十四、政權を執ること二十年

法皇忍びて云々、此の時、我仲、難盛を越中の磯波山に破り、勢、乗して近江に入り、比叡山に據り、法皇脱して、幸し給ひし、平氏ことごとく滅亡

氏ハ、いよゝゝ、諸國をすてよみどれぬ、都をいへりつすべしといひて、攝津國福原とて、清盛すむ所のありしに、行幸せらせ申し、法皇上皇も同くうけ奉り、人の恨、たなくきこえ、まゝや、うへり奉り、た、いくどぞとちく、清盛かくきて、次男宗盛、その跡をつぎぬ、世の亂をもかへり、内大臣に任じ、天性、父ふも兄もおよむ、びり、や威望も、いつのむとろへ、東國のいくさすで、いおくるりて、平氏の軍、所々にて、利をうり、ちひらとぞ、法皇忍びて、比叡山にのせ給ふ、平氏、力をたどり、主上をすゝめ申して、西海に没落、中三とせむありて、平氏ことごとく滅亡、清盛が後室、從二位平の時子といひし人、此の君をい

一、ぬ壽永四年即文治二年、權補よての事なり

天皇と稱し申すなり、文治三年四月、繼を奉りて、安徳天皇と申せり

忠通—基實—基通

いほめ申す、兼、進藤高直をいせり

き奉り、神璽をふところより、寶劔を腰にけりて、海中よりいりぬ、あさましう、亂せり、天下ををりめたまふ事三年、八歳おとし、遺詔等のゆとちりき、巴や、天皇と稱し申すなり
第八十二代、第四十四世、後鳥羽院、御名ハ尊成、高倉第四子、御母ハ、七條院藤原の殖子、先代の母儀、おなくハ后宮りハ、みちまづ立后の後のゆとめちり、此の七條院、立后ちりて、院號のちとめちり、先准后の勅ありき、入道修理大夫信隆の女ちり、先帝、西海に臨幸あり、いと祖父、法皇の御世ちり、都ちり、攝政基通の大臣ぞ、平氏の縁よて、供奉せしを、いほめ申すと、もがらありけるよや、九條の大路西邊よりと、まきぬ、其の外、平氏の親族ちりぬ人々ハ、御供つちまつ人ち

高倉—安徳
後高倉—守平—後堀川
後鳥羽

内侍所神璽云々、文治元年四月二十五日、成時神鏡、自鳥羽入御云々と百練抄に、見えり、畫の御座の御初云々

かりたり、還幸あるべきよし、院宣ありけきと、平氏承引し申し、依りて、太上法皇の詔よて、此の天皇とせ給ひぬ、親王の宣旨までも、先皇太子と、即、受禪の儀あり、翌年甲辰にあさりと、四月、改元、元、七月、即位、此の同胞に、高倉の第三の御子、いと、法皇、此の君をえし、び定め申し給ひけること、先帝、三種の神器を、あひぐせし、給ひしゆゑ、踐祚のちとめの違例ちり、りども、法皇、國の本主にて、正統の位をつへま、皇太神宮、熱田の神、あきくらに守らせ給ふ事まき、天位つ、ちもま、平氏、ちりびて、後、内侍所神璽、かへり、いらせ給ひ、寶劔ハ、つひ、海に志づて、みえび、ちり給ひぬ、其のころ、不ひ、畫の御座の御劔を寶

禁秘抄云、御劔者壽永
八海紛失之後、院御時
以後、二十餘年、被用清
宗殿御劔、仍以寶劔為先
而承元王御門、讓位時
有夢想、自伊勢進之、已
來、又准寶劔、以劔為先
也とあり

天德年中云々、
村上天皇の天德二年、
一條天皇の寛弘二年、
後朱雀天皇の長久元
年の三度、火災あり
給ひき

劔と擬せしれども、神宮の御告にて、神劔を奉らせ
給ひしより、近比までの御守りき、三種の神器の
事ハ、所々申し、うども先内侍所を神鏡なり、八咫の
鏡と申し、正體ハ、皇太神宮にいたし奉^らる、内侍所はま
ますハ、崇神の御代にいられり、御鏡なり、村上
の御時、天德年中、火事あり給^ひき、そきまでハ、圓規の
けま、しら^ら後朱雀の御時、長久年中、いらねて火あり
し、灰燼の中より、光をいせ、すひくちををりて
ぞあがめ奉られり、はまど、正體つ、あちて、萬代の
宗廟ふま、ます、寶劔も、正體ハ、天の兼雲の劔、^{後ハ、草}
と申すハ、熱田の神宮にいたし奉^らる、西海は志づみ、ハ、
崇神の御代に、たろ、つく、らへらま、劔なり、うせ

道行云々、道行の来り
ハ、天智天皇七年の
事なり

ゆゑ事を、末世のちる、にやとらめ、くまど熱田の
神、あ、ち、御事なり、む、新羅國より、道行と云ふ
法師来りて、ぬす、奉り、と、神變をあら、て、我、
國を出で給^はる、かの兩種ハ、正體、む、に、
まわき、代々の天皇の、と、き、御まり、として、國土の、あ
まわき、光とらり、給へり、失せ、ふ、寶劔ハ、もとより、如在
の事とぞ申し、奉るべし、神靈ハ、ハ、坂瓊の曲玉と申す、神
代より、今に、く、代々の御身を、え、御ま、り
まれば、海中より、う、び出で、給へるも、理、ち、り、三種の御
事ハ、よく、心得、奉るべき、ち、ち、て、物、あ、ぬ、
上古の神鏡も、天德長久の災あり、草薙の寶劔ハ、海に
あづ、ち、ち、り、と申し、傳ふる、ことあり、や、かへ、す、
ひ



征夷將軍云々、この後
頼朝も、建久三年、征
夷大將軍に補せられた
りき
将門の亂ハ、天慶二年
の事なり

が事なり、此の國ハ、三種の正體をもちて、眼目とも、福田
ごとする事なきハ、日月の天をめぐるん程ハ、一つも
け給ふまどきなり、天照太神の勅に、寶祚のさうえまさ
ん事、天地ときまきりちるべしと云まば、いふでり
た可ひ奉るべき、今よりゆくさきも、いとたのりくこ
そ思ひまへまへま、平民いまだ、西海にありしほど、源義仲
と云ふりの、まづ入京^四兵威盛らるを以て、世の中の事
をおほへたころひり、征夷將軍に任^四此の官ハ、む
し、阪上の田村丸までハ、東夷征伐のよめし任ぜらるま
其の後、將門がみどれふ、右衛門督忠文の朝臣、征東將軍
を兼ねて、節刀を給ひしよりこのうと、久しくたえて任
ぜらる、義中をもめて成りまらる、あまてちる事お

近臣の中云々、平和
をいせり

義仲ハ、やて滅びぬ
義仲兵を出たて、宇
治勢多に拒み、義經の
將高綱景季等、まづ、宇
治川を渡り、破りて京
に入ら、義仲の將、今井
兼平、安巴等奮戦せし
つゝ、終に敗れ、義仲
ハ、栗津に走りて殺れ
る、時、壽永三年正月
義仲年三十一ちりき

守護をおきて云々、頼
朝その家人を以て、悉

ほくて、上皇御いきとりのゆゑふや、近臣の中に、軍を
おこし、退治せんとせしに、おとろくは、中々あさま
しき事なる出来に、東國の頼朝、弟範頼、義經等を以
のさせしむらば、義仲も、やがて滅びぬ、はて、そまより、西海
へむりひて、平氏をばたひらげしなり、天命きをまりぬ
まば、臣猶も、不ろびやすし、人民のやすらぬ事ハ、時の
災難なきハ、神も、ちうち、およませ給えぬや、かくて、平
氏滅びしり、天下りくのごとく、君の御ま、ちり
べきつと覺えし、頼朝勳功、まことに、ためしちりけ
まば、まづ、かからも、權をほしきま、いふ、君も、又、ちり
せしれ、まづ、王家の權ハ、いよし、おとろへり、諸
國ハ、守護をおきて、國司の威をたしめ、いふ、が、吏務と云

諸國の守護地頭と
一、已まじ自請ひて總
地頭とあり、鎌倉に居
て之を統べ、又鎮西守
後京都守護を置き、
諸國の國司、莊園の領
家、皆文弱なり、
護地頭ハ武士よりて
且おかくハ世襲あり
し、
封建の勢をう、朝
廷衰へぬ

鎌倉のすち、相模國鎌倉郡あり

俊兼俊房ちつべ、初
八建久十年宋に赴き
天台禪律の三學を究
めて、歸朝せし、嘉祥三

ふおと、名をうりもちりぬ、あゆる莊園郷保に、地頭を
補せしり、木所を、ちきうごごくにちまりき頼朝ハ、從
五位下前右兵衛佐ちり、が、我仲追討の賞に、越階して
正四位下に叙、平氏追討の賞、又、越階して從二位に
叙、建久の初、や、ちりめて京上して、やがて一度に、權
大納言に任、又、右近衛大將を兼、頼朝、志きりに、辭退
し、申しけきと、歡慮よりて、朝獎ありきとぞ、程なく辭
退して、りくの鎌倉のすちにちん下り、そのうち、征夷
大將軍に拜任、そまより、天下の事、東方のま、ちり
よき、平氏のみどれに、南都の東大寺、興福寺やけふ、を
東大寺を、俊兼といふ上人、すめ立てるを、公家よ
委任せしき、頼朝もふりく隨喜して、不どちりく再興

年八月、以、年六十一
台、律、宗の中興と
い、
師と云ひき
東大寺の再興ハ、建久
元年より始めて、同六
年、成り、時は頼朝車
駕に陪從して之を慶
せし
承久、事ありて云々、
後鳥羽上皇、北條氏の
專横を憤り給ひ、院宣
を諸國に下りて、義時
を討ち給ふ、義時遂に
又、子泰時、朝時、第時
等、等、
北條の三道より進ま
し、兵合せて十九万
人、直に京師を犯せり、
官軍之を諸道に拒ぎ
し、と、終に皆敗らん、
之を世に承久の事と
いふ、私定まりて、義

供養の義も、古き跡をうつねておこちをきりあり、
たき事、や、頼朝も、かきねて京上り、且ハ、結縁のた
め、うつも、警固のすめちりき、法皇かくれらせ給ひて、
上世を志しせ給、すべて、天下を治め給ふ事十五年、太
子にゆづりて、尊號例のごと、院中ふて、又、二十餘年志
らせ給ひ、承久、事ありて御出家、隱岐の國よてり
くを給ひぬ、六十一歳おほ、まき
第八十三代、第四十五世、土御門院、御名を為仁、後鳥羽の
太子、御母ハ、承明門院源在子、内大臣通親の女あり、父の
御門の例よりて、親王の宣下り、立太子の儀をうりにて、
則、踐祚あり、戊午、建久の年即位、己未、改元、正天下を治
め給ふ事十二年、太弟にゆづりて、尊號例のごと、此の

時上皇を隠岐に遷し奉りき

はまし、いさめま、
かどとも云々、承久の
時、土御門院ハいま
ど時機至らばとて、
後鳥羽上皇を諫め給
ひき、故に軍事ハ預
かり給てざり、いと
至孝の御性にて、獨京
師に留守り、忍び給
て、目を鎌倉に譲り
て、土佐に遷り、また、阿
波に遷り給ひき、はま
ハ土佐院、又阿波院と
も稱し奉りき

御門まはしき正嫡にて、御心をへも、たゞしくきこえ給
ひしよ、上皇鍾愛にうつはまき、くろくや、程ちく讓國
あり、立太子までもあはぬ、まよるりよき、承久の亂、
時のいづくぬ事をあしせ給ひけま、よや、はまし、い
さめま、くろくきども、おとやぶま、あし、くろく、まよ
おきて、阿波の國にてかくれさせ給^{ひき}、三十七歳おこ
ましき

第八十四代、順徳院、御名を守成、後鳥羽第三子、御母ハ、修
明門院藤原の重子、贈左大臣範季のむすめなり、庚午^{元承}
四のとし即位、辛未に改元、建^督此の御時、征夷大將軍頼朝
次郎實朝右大臣、左大將までまかりに、兄、左衛門督
頼家の子に、公暁といひ、くろく法師、ころはまきぬ、又、つぐ

頼朝の跡ハ云々、頼朝
兵を起し、いり源氏
ハ三代、凡四十一年
て滅ひき

不許しやあり、かん云
々、後鳥羽上皇、國は二
主も立つるが如しと
て、許し給えざりき
外戚につきて、云々、道
家ハ兼實の孫なり、藤
原公經頼朝の妹の夫、
藤原能保が女を娶る、
道長、公經の女を
納きて、頼朝をうむ故
こかくいふ
その子ハ、頼朝をいふ、
頼朝時二年二歳
廢帝在位僅に七十餘
日、世に九條の廢帝と
稱し奉り、一を明治三

人として、頼朝の跡を承り、たえりき、頼朝の後室に、從
二位平の政子とて、時政と云ふり、いしむすめなり、東
國の事をかこちるひき、其の弟義時、兵權をとり、上
皇の御子を下り申して、あふぎうてまつるべきよし、奏
し、くろく、不許にやあり、かん、九條の攝政道家の大臣を、
頼朝の時より、外戚につきてよし、みおとくろく、その
子をくろくして、扶持し申し、くろく、大方の事ハ、義時がま
よるりよき、天下を治め給ふこと十一年、讓國あり、が、
事亂きて、佐渡の國よりつはまき給ひき、四十六歳たて、
ましき
廢帝、御名を懷成、順徳の太子、御母ハ、東一條院藤原光子、
故攝政太政大臣良經の女なり、承久三年、春の頃より、上

年七月三日 崇徳天皇と申せり

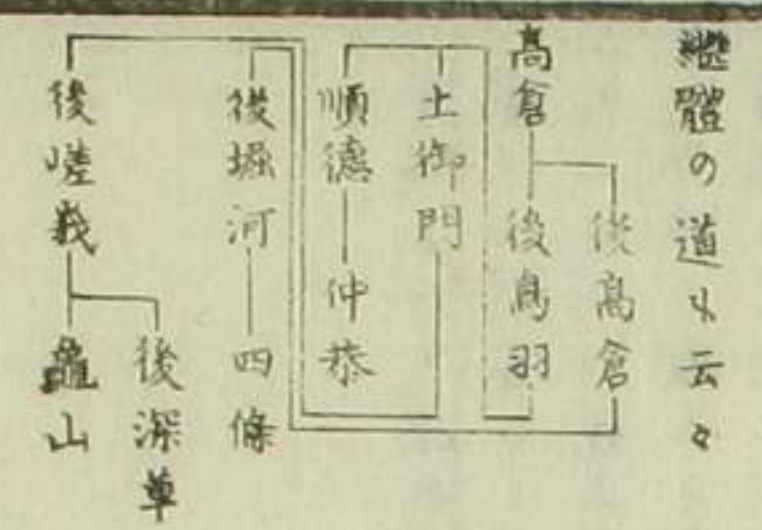
皇、おぼしめし立つ事ありんば、俄に讓國し給ふ。順徳
 御身をうろめて、合戦のこころをえ、ひとつ御心よせさせ
 給ふん御ちりりことよや、新主よ讓位ありしと、即位
 登壇までもちて、軍やぶきしと、外舅攝政道家の大
 臣の九條の第へのびさせ給ふ。三種の神器を、閑院
 の内裏よすておくれふき、讓位ののち、七十七ケ日の間
 志むくく神器を傳へ給ひしと、日嗣ふかくもへ奉
 らば、飯豊の天皇の例よちぞへ申すべきこそ、元服
 ちとそちて、十七歳ふておくましまし。其の
 世の亂を思ふよ、まことよ、末の世よもまよふ心もあり
 ぬべく、又、下の上をいぬぐはしともちりぬべし。其のい
 ちきをよくわきまへらるべき事あり、賴朝勲功をむく

飯豊の天皇 押劔皇子
 の女 顯宗 仁賢の御姉
 さませり、御在位久し
 うらざりし故、日
 嗣よちぞへ奉りぬる

後室の元公 賴朝の妻
 平政子ちり

いふらんや、この跡をえて、後室の元公、陪臣の義時が世よ
 ちりぬまば、彼のあとをけづりて、御心のまにせしる
 べしと云ふえ、一往の謂ちきりあし、志うもども、白河
 鳥羽の御代のころより、政道の古きすがと、やうしと
 とふへ、後白河の御時、兵革おこりて、姦臣世をよと、天
 下の民、不とし、塗炭よちちふき、賴朝一臂をふるひて、
 其の亂をたひらげたり、王室をふるきよかへるまでハ
 ちりりしと、九重の壁もをはまり、萬民の肩もやすま
 りぬ、上下堵をよきし、東より西より、其の徳よ伏し
 うば、寶朝ちり、ちりても、そむくものありと、はきこえ

是よまはる不^レど^レの徳政をくして、い^レでたやすくつ
がへさるべき、く^レひ又^レく^レれぬべくとも、民やす
うるま^レく^レば、上天、よもく^レ給^レた、次に、王者のい^レ
さく云ふるとお^レるを討^レ、さずち^レをば^レら^レばは、
頼朝高言^レの^レり、守護の職を給^レ、是^レち、法皇の勅裁
あり、わ^レく^レぬすめりとハ、は^レとめ^レく^レ、後室、其の
跡をも^レく^レひ、義時、久^レく^レき^レが權をとりて、人望^レよそ
む^レき^レ、下^レハ、い^レま^レき^レありといふべ^レく^レ
ハ、一柱のい^レま^レげ^レり^レて、追討せ^レきんも、上の御と
く^レや申すべき、謀叛お^レく^レ朝敵の利を得^レる^レ
ハ、比量せ^レき^レ、か^レき^レハ、時の^レり^レハ、天のゆる
はぬ事ハ、く^レひ^レ、但下の上を剋するハ、きをめ^レと



る非道あり、つひ^レハ、ち^レく^レ皇化^レ順^レま^レざるべき、ま^レ
ま^レく^レの徳政をお^レち^レき、朝威をく^レて、く^レを剋する
む^レりの道ありて、其の^レへの事とぞ^レ不^レゆる、且^レハ、世
の治亂のす^レく^レを、能^レく^レく^レせ給^レひて、私の御
心^レく^レハ、干戈を動^レき^レ、弓矢を治めら^レる^レ、天
の命にま^レりせ、人の望にま^レりせ給^レふべか^レ、事^レ
や、つひ^レふ^レてハ、繼體の道も正路^レハ、御子孫の世
よ一統の聖運をひ^レらかま^レぬま^レバ、御本意の、い^レま^レと達^レせ
ぬ^レハ、あ^レばま^レと、一旦も、ま^レせ^レく^レひ^レこそ口惜
く^レま^レ

第八十五代、後堀河院、御名も茂^レ仁、二品守貞親王、後^レ高倉院
と申、第三子、御母ハ、北白河院藤原の陳子、入道中納言基

入道親王ハ後高倉守
貞親王也

入道親王云々落飾後
入親王の宣旨あるを
法親王といひ親王の
後に落飾し給へるを
入道親王といふ也
淡路の帝淳仁天皇也
早良の太子光仁の
皇子桓武の太子也
小一條院三條の皇子
及明親王也 御母ハ
皇后成子 小一條左大
將濟時の女也

家の女あり、入道親王ハ高倉第三の御子、後鳥羽同胞の
御兄、後白河の御えびよりを給ひし御事あり、承久の
事ありて、後鳥羽の御ちがまの外、この御子ありてハ皇
胤ましまらん、依りて此の孫王を天位につけさせたま
り、入道親王、尊號ありて、太上皇と申して、世故しさせた
ま^い追號の例も、文武の御父、草壁の太子を、長岡の天皇
と申し、淡路の帝の御父、舍人の親王を、盡敬天皇と申し、
光仁の御父、施基の皇子を、田原天皇と申し、早良の廢太
子ハ、怨靈をやすめらさんとて、崇道天皇の號をむく
^{きん}院號ありしはとも、小一條院ぞまゝに、此の天皇、辛
巳^三承久の^二即位、壬午に改元、^貞天下を治め給ふ事十
一年、太子にゆづりて、尊號例のごと^く、^くを^く政を

らせ給ひしが、世をまやく^た、^ひ、^き、二十一歳おこし
ま^しき

第八十六代、四條院、御名も秀仁、後堀河の太子、御母ハ藤
壁門院藤原樽子、攝政左大臣道家の女あり、壬辰^{貞永}の
と^しそ^くの、癸^丑に改元、^福例のごと^く、^くとせむりあ
りて、上皇かくま給ひし^らバ、外祖にて、道家の大臣、王室
の權をとりて、む^らの執政のおとくもそありし、東國
よあふぎ^し征夷大將軍頼經も、此の大臣の胤子ちれば、
文武一つふて、權勢お^もけるとぞ、天下を治め給ふ事
十年、俄に、世をはやく^し給^ふ、十二歳おこし^た
第八十七代、第四十六世、後嵯峨院、御名ハ邦仁、土御門院
第二の子、御母も贈皇太后源通子、贈左大臣通宗の女、内

通親 承明門院
通宗 通子
通方
工御門 後嵯峨

大臣通親の孫女あり、この帝承久のみごときありし時、二
歳よりせ給ひたり、通親の大臣の四男、大納言通方、父
の院より御傍親、贈皇后みそ御ゆつりちりしうバ、收養
し申して、かくしおき奉りき、十八の御年にや、大納言さ
へ、世をまやくせしうバ、いとど、無頼よりちりしうまひて、御
祖母、承明門院よりん、うつろひましりしうバ、二十二歳
の御年、春正月十日、四條院、俄に晏駕、皇胤もちりし、連枝の
御子もましおけり、順徳院ぞ、いまど、佐渡におもしりま
けるが、御子達も、あまど都よりちりしうバ、給ひき、入道攝政
道家の大臣、彼の御子の外家におもしりしうバ、此の流を
天位につけ奉り、りとのましりしうバ、世にちりしうバ、おもし
るよや、其のおもしきを、仰せつらるしうバ、鎌倉の

彼の御子、順徳の御子
あり、この時、位につけ
奉らんとせし、八、忠成
正ちりき

土御門の御兄、順徳ハ
土御門の御弟あり、是
も例の語記の失ちハ

泰時、誠量人、過ぎ、寛
厚なり、民を恤し、政
を行ふし、和らぎ、職、
勤慎し、身清、廉ち
りき
本所、領主をいふ

義時が子、泰時、ちりしうバ、申して、此の君をすゑ奉りぬ、ま
ごとし、天命あり、正理あり、土御門院の御兄より、御心を
へもむしりしうバ、孝行もちりしうバ、聞えしせしうバ、ひしうバ、天
照太神の眞慮より代りて、ちりしうバ、申しりしうバ、ことわり
あり、大方、泰時、心正しく政するをいしりて、人をむしりしうバ、
物におごしりしうバ、公家の御事おろしりしうバ、本所のまづしうバ、ひを
とどめしりしうバ、風の前より塵ちりしうバ、て、天の下、則ちづまり
き、かくて、年代をうさねし事、ひとへに泰時が力とぞ申
し傳ふりし、陪臣として、久しく、權をもちし事ハ、和漢兩朝
より先例あり、其の主より頼朝より、二世をむ過ぎし、義
時、いさちる果報より、ちりしうバ、らげらる家業をもちめて、兵馬
の權をとまりき、ためし稀ちる事より、ちりしうバ、や、はきど、殊なる才

以式泰時評定衆を置
さて政事を諮詢し又
是れ武目五十條を定
めしりき

七代まで云々

義時 泰時 時宗

經時

時宗

貞時 高時

徳をきくことば、又、大名の下よ不出る心やありけん、中二
とせむらうぞあり、身まかり、うど、彼の泰時相續し
て、徳政をさきとし、法式をうとく、已が分をえりるの
みち、親族ちりび、あゆむ、武士までをいましめ
て、高官位をのぞむりのちりき、其の政次第のまじり
おとろへ、つひよ、滅びぬ、天命のをえるす、うとろ、
七代までたりて、そのかまが餘薫られ、うらむる所
ち、といひつべし、むら、保元、平治よりこのころのま
どりがえりき、頼朝といふ人もちり、泰時と云ふりの
もちうらうら、日本國の人民、いり、ちり、此
のいなきを、ちりぬ人も、故もちり、皇威のおとろへ、
武備のちり、ちりと思へる、あやまり、所々、申

せり、事ちりき、天日嗣を、御讓にまらせ、正統よりへせ
給ふに、ちりて、用意あるべき事のあるちり、神を、人を、や
すく、ちり、本誓と、天下の萬民、ちり、神物ちり、若ハ
尊く、ちり、ませど、一人を、ちり、め、萬民を、ちり、お
る事ハ、天もゆる、神もさい、ひせぬ、ちり、ま、ちり、
政の可否、ちり、ひて、御運の通塞あるべし、とぞお、
ゆる、ちり、て、人臣と、ちり、ハ、君を、ちり、と、び、民を、ちり、
天よ、せ、ちり、まり、地よ、ぬき、ちり、ハ、日月の照す、ちり、あ、
て、ちり、心のき、ちり、ちり、て、光よ、ちり、ちり、ちり、ん、事、を、ちり、
露の、ちり、ちり、を、ちり、ちり、身、の、ちり、ちり、ちり、ちり、
ちり、ちり、ん、事、を、ちり、ちり、ちり、朝、夕、ちり、長、田、狹、田、の、稻、の
たねを、ちり、ちり、皇恩、ちり、晝、夜、生、井、榮、井、の、水、の、ちり、ちり、

のむも神徳あり、是を思ひもいまだ、あるまじくせて、欲
を不きまゝに、私をゆきとして、公をわする心あ
らうらば、世に久き理ありと、いもんや、國柄をとる仁
ありあり、兵權をあづかる人として、正路をふまげらん
におきてハ、いふでう、其の運をまゝくすべき、泰時がむ
うしをおりふらハ、よくまふとある所ありんか、子
孫を、はなごの心ありとられど、かこくける、法のまゝ
ふれあちひきまバ、及むずらうら、世をもかきね、まこ
そ、異朝の事ハ、亂逆として、記るきとら、おつけまバ、例
とす々にたうら、我が國ハ、神明のちりひいちとるく
て、上下の分はごまきり、うらも、善惡の報あきとら、因
果のこととらむら、からげ、且も、とらうらぬ事どもち

神代卷

奇蹟天皇うつて石清
水と参り給ひ、通宵
黙禱し給ひ、夢に
壇上聲ありて、林葉の
影を改まると、御告
り、事なきをいせ
るまらべ

きバ近代の得失を見て、將來の警誡とせらるべきなり、
抑此の天皇、正路よりへりて、日嗣をうけたまひ、はき
ごちて、はまら、奇瑞ありき、又、土御門院、阿波の國にて、
告文をうせま、て、石清水の八幡宮に、啓白せさせ給
ひら、其の御本懐、すゑとらに、うらバ、はまら、御願
をもとらま、あをまら御事なり、つひに、繼體の主
として、この御すゑらぬハ、まら、壬寅^{仁治}の
一即位、癸卯の春、改元、^元御身をつ、と給ひらまバ、
や、天下を治め給ふ事四年、太子をささ、まら、
ども、讓國ありて、尊號例のこと、院中ふて、世をまらせ
給^ひ御出家の、ちも、うら、二十六年ありらバ、白
河、鳥羽より、あちとらハ、あどやら、めで、うき御代ち

べし、五十三歳おほりまき
 第八十八代、第四十七世、後深草院、御名も久仁、後嵯峨院
 第二子、御母ハ、大宮院藤原の嬉子嬉子太政大臣實氏の女
 り、丙午寛元のど、四歳にて即位、丁未、改元、治天下を
 治め、ふ事十三年、后腹の長子まき、まきも御
 病たそ、まきけきハ、同母の御弟、恒仁親王を太子に立
 了、讓國尊辨例のごと、伏見の御代、政を去
 せ給ひ、御出家ありて、政務をバ、主上にゆづり申ら
 せ給ひ、五十八歳おほりまき
 第八十九代、第四十七世、龜山院、御名ハ恒仁、後深草院同
 母の弟あり、己未、正元のど、即位、庚申、改元、應此の天
 皇を繼體とた、不め、いきて、らに、皇腹、皇子、り

右腹云々、后ハ藤原
 百子より、左大臣實
 雄の女あり、皇子ハ、即
 後宇多あり

兄弟の御あもひ云々
 久、後深草と龜山と
 り、此の時より、兩統相
 争ひ給ひ、二帝の時
 遂に議定して、二帝の
 御十年毎に、二帝に立ち
 給ふべきと、二帝、二帝
 単の後を、持明院の流
 と、二帝、龜山の後を、大
 覺寺の流と、いひき

まき給ひ、を、後嵯峨、より、や、まき、まき、て、いつ、り、太
 子、よ、立ち、給ひ、ぬ、後深草、其の時の新の御子も、はき、ご、ち
 生、ま、給ひ、り、り、り、ひ、き、こ、は、ま、ま、太子ハ、後宇
 見、御年、四、歳、ま、ち、り、ま、ま、ひ、り、後嵯峨、り、ま、は、せ、給ひ
 て、の、ち、兄、弟、の、御、あ、も、ひ、り、あ、も、ひ、り、ま、は、せ、給ふ事あり、ま、き
 ハ、關、東、より、母、儀、大、宮、院、に、ま、ま、ね、申、り、ま、ま、ね、申、り、ま、ま、ね、申、り、先、院、の、御
 素、意、ハ、當、今、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、を、仰、せ、つ、つ、ま、ま、ま、ま、ま、ま、
 事、は、ま、ま、り、て、禁、中、に、て、政、務、を、ま、ま、ま、ま、給、天下を治め
 た、ま、ま、事、十、五、年、太、子、に、ゆ、づ、り、て、尊、辨、例、の、お、と、院、中
 了、て、も、十、三、年、ま、で、世、を、ま、ま、ま、ま、せ、給ふ事ありき、後、御出家
 五、十、七、歳、お、ほ、り、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、ま、

第九十代、第四十八世、後宇多院、御名ハ世仁、龜山の太子、

蒙古おこりて云々當時蒙古の勢甚強大にして終に宋を滅し國号を元と改む元帝の姓を奇渥温といひ名を忽必烈といひ

大風はまおこりて云々弘安四年閏七月一日の事なり

御母ハ皇后藤原信子後、亦極院と申しき左大臣實雄の女なり、甲戌文永の年即位し、永に改元、建治丙子のく、りらこゝの宋の幼帝、徳祐二年蒙古、今年、北狄の種、蒙古おこりて大元國といひ、宋の國を滅金國、おこりて、抗州より、宋、東南の國をせめ、其の國をあもせ、後、江をわたりて、宋をせめ、弘安四年、辛巳の年、蒙古の軍、おこりの船をそろへて、我が國ををり、筑紫にて大に合戦あり、神明、威をあもり、かゝちを現して、ふせがれり、大風、俄におこりて、數十萬艘の賊船、を漂倒破滅しぬ、末世とハいへども、神明の威徳、不可思議あり、誓約のかゝりたる事、こきにておしえあるべし、此の天皇、天下を治め給ふ事、十三年、思の外、ふのがまゝりて、十餘年ありき、

遊義門院ハ皇后信子より、徳治二年七月二十四日、御年三十八より、ま給ひき

弘仁ハ嵯峨、寛平ハ宇多より

後二條の御門立ち、其の世をまゝせ給ふ、遊義門院かくまひて、御歎のあすりや、出家せしめ給ふ、前大僧正禪助を御師として、宇多圓融の例より、東寺にて灌頂せさせ給ふ、めつらつにたふとき、事ありき、其の日ハ、後醍醐の御門、中務の親王として、玉卿の坐につらせまい、唯今の心地ぞす、後二條院にけれせ給ひ、のち、いとせをいとせ給ふ、嵯峨のたぐ、大覺寺と云ふ所より、弘仁、寛平のむらりの御跡をたづねて、御寺をど、あまゝ立てし、まゝにことせ給ひ、其の後、後醍醐の御門、位よつきまゝり、又まゝり、世をいらせ給ひて、三年をよりありて、譲りまゝり、き、大く、この君ハ、中古より、おこり、あり難き御事とを申し奉るべき

愛成 基 洞 愛 成 ちり

紀納言 紀長谷雄 善相公 三善清行 ちり

らまは、經史の御學問のうへ、此の書を御覽して、諸子
 等の雜文までよくとももの御心ちり、寛平ハ、殊にひろく
 まをせ給ひけきば、周易のふりき道を、愛成と
 云ふ博士よりけさせ給ひき、延喜の御事ハ、左右にあ
 らば、菅氏、輔佐し奉らまき、其の後も、紀納言、善相公等の
 名儒あり、うへ、文道のほうりちりし事も、上古より及べ
 りき、この御誠よつきて、天子の御學問、はまでよくとも
 と、申す人の聞ゆる、あさましき事なり、何事も、文の上よ
 てよく料簡あるべきをや、此の君ハ、在位よても、政事を
 いらせ給らば、院よても、十餘年閑居し給へり、うへ、稽
 古よあき、うへ、諸道をあつせ給ふらべし、御出家の
 後も、ねんころよ、おこちもせま、うへ、き、上皇の出家せ

らせ給ふ事ハ、聖武、孝謙、平城、清和、宇多、朱雀、圓融、花山、後
 三條、白河、鳥羽、崇徳、後白河、後鳥羽、後嵯峨、後深草、龜山に
 ましまは、醍醐、一條ハ、御病おちりて、ぞせらせ給ひ
 し、かやうよ、あまき聞えさせ、うへ、戒律を具足し、始終
 りくることちり、密宗をきめて、大阿闍梨をらへせさ
 せ、うへ、ひし事いとあり、うへ、とき御事ちり、此の御すゑ、
 一統の運をひらうらう、有徳の餘薫とぞおちひ給ふる
 元亨のすゑ、甲子_元正_中の六月に、五十八歳にてかくれま
 しくき

第九十一代、伏見院、御名ハ、熙仁、後深草第一子、御母ハ、玄
 輝門、院藤原の情子、左大臣實雄の女ちり、後嵯峨の御門
 繼體を、龜山とたばし、うへ、ごめまき、深草の御ちり、れ

後嵯峨
後朱雀
後醍醐
後伏見
後花園
後宇多
後深草
後白河
後鳥羽
後村上

いづれとむ不え一を、龜山弟順の儀をお不_レめ_レらるる
にや、この君を御猶子にして、東宮_ニす_レ給ひぬ、その_レ
ち、御心もゆつ_レた、あ_レばま_レち_レ事_レらへ出_レきて、踐祚_ニあ
りき、丁亥_十弘安の_レ即位、戊子に改元、_正東宮_ニさ_レへ、此
の天皇の御子わ_レら_レひき、天下を治め給ふ事十一年、太
子にゆづ_レりて、尊號例のごと_ニ院中_ニて、世を_レさ_レ給
ひ_レが程_ニち_レ、時うつりに_レり_レと、中六とせ_レる_レりあり
て、又、世を_レさ_レり_レら_レひき、關東の輩も、龜山の正流をうけ
給へることハ_レち_レ奉_レり_レと、近比と_レり_レて世_レ改_レう_レ
が_レも_レ思_レひ_レを_レさ_レり_レや、兩皇の御流を_レら_レる_レら_レす
急申_レらんと、相_レけ_レら_レひ_レり_レと_レらん、後_ニ出家せ_レ給
ふ_レ五十歳_ニと_レま_レり_レた

正和の頃、花園の年子
ら_レ、正和二年伏見維
嚴_ニ給_レひ_レり_レ、後伏
見世を治め給ひき
時の_レ々_レと花園_ニら_レ

第九十二代、後伏見院、御名ハ胤仁、伏見第一子、御母ハ、永
福門院藤原鐔子、入道太政大臣實兼の女_ニら_レ、實の御母
ハ、准三宮藤原の經子、入道參議經氏の女_ニら_レ、戊戌_六永仁
の_レ即位、己亥_正改元、_正天下を治め給ふ事三年、推讓
の事あり、尊號例のごと_ニ院中_ニて、_正和の_レころ、父の上皇の御幼
つり_レりて、世を_レさ_レり_レと_レらん、_正和の_レころ、父の上皇の御幼
御猶子の儀_ニら_レり_レと_レぞ、元弘_二世の中_ニと_レぞ、_正和の_レころ、父の上皇の御幼
ち_レら_レく、_正和の_レころ、父の上皇の御幼
ま_レせ_レま_レり_レが、出家せ_レ給ひて、四十九歳_ニてか
く_レま_レせ_レま_レり_レき

第九十三代、後二條院、御名ハ邦治、後宇多第一子、御母ハ、
西華門院源の基子、内大臣具守のむすめ_ニら_レ、辛丑_三正安

のとり即位壬寅改元乾元天下を治めふ事六年ありて世をまやく給い二十四歳おはまき

第九十四代花園院御名ハ富仁伏見第三子御母ハ顯親門院藤原季子左大臣實雄の女なり戊申徳治三のとり即位改元延慶父の上皇世をまかせ給ひりバ御出家の後三ハ御ゆけりにて御兄の上皇あせま四法皇かくき給ひても諒闇の儀ありき上皇御猶子の儀とぞ例ちきことあり天下を治め給ふ事十一年よてのぶき給五尊跡例の如六世の中ありて出家せさせ給ひき五十一歳おまき

第九十五代第四十九世後醍醐天皇御名も尊治後宇多第二の子御母ハ談天門院藤原忠子内大臣師繼の女實

八幡宮石清水

ハ入道参議忠繼のむすめなり御祖父龜山のし皇やちひ申し給ひき弘安の時つりて龜山後宇多世成ちるしめはなかりにをたび一關東よ仰せしむる二ハ天命のことありかろけちくおそき思ひくれバ三や俄に立太子のありしよ龜山ハこの君成す互たてまつるんと思しめりて八幡宮よ告文状をさめ給ひりくど一の御子ありてゆえちてすてらまき四き御事ちりくまバ後二條ぞ居給へりしちまど後宇多の御心ばりも浅うりて御元服ありて村上の例より太宰の帥よて節會ちり出でらせしちまひき後中務の卿を兼ねさせたま五後二條世をまやくしりて父の上皇ちげかせ給ひり中にえよろづ此の君よぞ委

鶴膝の御病萬病回赤
指南鶴膝風準繩云
兩膝の内外皆腫痛シ
テ虎ノ咬状ノ如ク寒
熱コエキニ作リ股漸
細小ニシテ膝イヨク
腫大ニナルヲ鶴膝風
ト云クと見えり

附し申はせたまひくら、やがて、儲君の御病ありしに、
後二條の一の御子、邦良の親王居給ふべきの事聞えしに、
おぼしめす故ありとて、此の親王を太子にたて給ふに、
彼の一の御子、をささぐりて、まじませば、御子の儀にて傳へ
らせ給ふべし、若、邦良の親王、早世の御事ありば、此の御
すゑ繼體とらるべしとぞおぼしむるに、おぼしむる故
の親王、鶴膝の御病ありて、あやふくおぼしめしむる故
ちるべし、後宇多の御門こそ、ゆるしき稽古の君にまじ
くしに、其の御跡をばよくつぎ申はせ給へり、剩、ちる
の道を好まじし給ふ事あり、ごときかどの御事
ちりしむるか、佛法も、御心ばらふらくて、むねと、眞言
をまじりてせ給ふ事、くごめ、法皇よりけまじりしむる

慈覺大師、圓仁法師の
事として傳教等と名
を齊しくせし名僧と
り

後、前大僧正禪助、許可までうけ給ひくらとぞ、天子
灌頂の例も、唐朝も、みろく、本朝も、清和の御時、禁
中にて、慈覺大師、灌頂をおこなはせ給ふに、主上をはじめ奉り、
忠仁公も、ごうけらまじり、是は、結縁、灌頂とぞ申す
め、此の度、まことの授職とおぼしめられしや、さ
まじ、猶、許可しらざりきとぞ、そまじりて、又人々に諸
流をもうけらせしむひぬ、又、諸宗をも捨て給ふに、本朝
異朝、禪門の僧徒までも、内にめしめて、おぼしめせ給ひき、
すべて、和漢の道をかねあきしむる御事、中比より
の代々、まじ、こえさせまじりしむるや、戊午、文保の年
即位、己未の夏四月に改元、元應と號し、ごめつら、
後宇多院の御まつりごと、ちりしむるを、中二とせむらひ

東宮ハ邦良なり

はふらふ人々藤原経
継源有忠等後宇多天
皇の遺詔よりて東
宮をくんとせしむ

漸事ありてまじり
ども云々天皇ス
鎌倉の大権を専す
るを憤り給ひ日野資

りてぞゆづり申らせ給ひし、それよりふるきごとく
了、記録所をおもてつとよむきよそまた不とのごも
りて、氏の子きへをきつせ給ふ、天下こぞりて是をあふ
ぎ奉る、公家のふるさ御政よ、かへるべき世よこそ、高
きもいやしねえ、兼ねてうらひよろこびき、かゝる程
に、後宇多院うくまさせ給ひて、いつう、東宮の御方よ
らふらふ人々、そまゝに聞えしが、關東よ、使節をつら
をさき、天位をあふそふまでの御中らひもちりあき、あ
づまよえ、東宮の御事をひきこめて申す輩ありて、御いき
ど不ののちとめとちりね、元亨甲子の九月のすゑつお
た、漸事ありてまじりうらむ、うけたまりおこなふ中に
いふがひちき事出できこりうらむ、大方、こゝろなくてや

朝俊基等と密に其條
を成りしん事を謀
り給ふ然るに事も
て資朝俊基等ハ捕へ
らまね天皇誓書を高
野に賜ひて僅に事止
りぬ

笠置といふ山寺云々
天皇の謀再漏り高野
邊に帝を遠島し流し
奉らんといふ帝すく
を知ら、近臣花山院師
賢をして海邊に乗り
帝と稱して延暦寺に
赴りし御身の神器
と共二万里小路藤原
十種忠朝等と夜にま
ぎらて笠置山に幸し
近畿の兵をり給ひ

とぬ、其の後不とちり東宮うくれ給ふ、神慮にもか
ら祖皇の御いまめみえ、たがをせ給ひたりとぞね
え、今こそ、此の天皇、うらむがひちき繼體の正統よ、は
まゝせ給ひぬき、されど、坊よハ、後伏見第一の子、量仁の
親王居給ふ、かくて、元弘辛未の年八月に、俄に都を出で
らせしちひ、奈良の方に臨幸ありしが、其の所よりか
らて、笠置といふ山寺の邊に行宮をいめ、御ころば
あるつちりのをりあつめらる、くびく、合戦あり
が、同九月に、東國のいくさおなくあつまりのぼりて、事
かゝるちりよまきバ、他所よりつらめ給ひしに、思の
外の事出できて、六波羅とて、承久よりあちち、おめ
所よ、御幸ち、御供よあり、上達部、上のをのこ共も何

標註不詳言一考

他所赤坂城より
思の外の事云々帝赤
坂を以て落ち給ひ
一山城樂喜郡有王
山の麓にて賊は捕
ま給ひ六波羅工行幸
せしれき
上達部三位以上の人
をいひ上のものこと
ハ殿上人をいふこと
東宮ハ光嚴より

ろひハとれ、或るのびりくまゝあり、かくて東
宮位につらせ給^{いぬ}次^{いぬ}の年の春、隱岐の國にうつま
まき、御子とちそ、あちかちかになつさま給ひ
小、兵部卿護良の親王ぞ、山々をめぐり、國々をりふ
て、義兵をおこしんとくまゝて給ひくら、河内の國よ、楠
の正成さいふりのありた、御らるざいふう、まを
バ、河内と大倭とのけつひ、金剛山と云ふ所よ、城を
まへて、近國ををのりらげらバ、東より、諸國の軍
をあつめてせめらども、くま守りけまバ、やす
落とすにあまも、世の中みぎ立ちよ、次の年、西
の春、忍びて、御船よ奉りて、隱岐を出で、伯耆につ
給^{いぬ}その國よ、源長年と云ふりのあり、御方よ参りて、船

上皇ハ、後伏見花園
り、新主ハ、光嚴より

八幡山ハ、山城國より

上と云ふ山寺に、おの宮をさすませ奉りくら、
らのあつりの軍兵、志をくハ、きかひて襲ひ申しけま
ど、皆ちびき申しぬ、都ちりき所々にも、御心ばある國
々の兵、よりくち出てつまに、合戦も度々よりぬ、
ま、京中よりけりて、上皇も新主も、六波羅より
つり給^{いぬ}伯耆よりも、軍をらいの不せら^{いぬ}、畿内
近國にも、御心ざあるごも、八幡山に陣をと^{いぬ}坂
東よりの不まる兵の中、藤原の親光といふりのも、彼の
山よをせくちりぬ、つぎく御方よまから輩、おなく
ちりふくり、源尊氏ときま、えハ、むらりの義家朝臣が
二男、義國といひ、後胤ちり彼の義國が孫ちり、義
氏ハ、平義時朝臣が外孫ちり、義時等が世とちりて、源氏

訂正 申皇正統記下卷

三十二

教育書專賣所普及

高子、義良親王

今上皇帝、後村上

西國、陸奥、出羽

まゝの兵器を以て下し、さしひぬ、任國ふたもむく事
もつて久しくあり、より古き例をうつねて、罷申
の儀あり、御前にて、勅語ありて、御衣、御馬ちどを給
き、猶、おくのくごめにもと申し、うらて、御子を一匹とも
ちひ奉^ら、かけまくもかゝこき、今上皇帝の御事ちまは、
こまりに、はまらるは、彼の國よつきよきまは、まふとよ
おくの方、ま、兩國をかけて、皆ちびきあつひり、
同十二月、左馬頭源直義の朝臣、相模の守を兼ねて下向
^は是も、四品上野の大守成良親王をとちひ奉^ら、此の
親王、後ふ志をく、征夷大將軍を兼ねはせ、^は直義
ハ、尊氏ガ弟なり、抑、彼の尊氏、御方にまのり、其の功
ハ、まふとよまらるべし、すゝるる寵幸ありて、抽賞せ

三ヶ國、武藏、下總、常陸

れ、い、つ、ひとへ、頼朝卿、天下を志づめ、まゝの、心、お
しにの、成り、よ、ち、ち、や、い、つ、り、越階して四位、
^は左兵衛督に任^は拜賀のちき、や、が、て、從三位、
ち、く、參議、從二位、まで、に、の、不、^は三箇國の吏務守護、
よ、び、あ、ま、この郡莊を、^は弟直義、左馬頭、^は任^は後
四位、^は叙^はむ、^は頼朝、^はち、^は勲功あり、^は高
位高官、^はの、不、^は亂世、^はち、^は又、^は子孫も、
やく、た、え、め、^は高官の、^はち、^は申、^は傳、
^は尊氏等、^は頼朝、實朝、^はとき、^は親族、^はて、優、
^は事、^は唯、^は家人の、^は列、^は實朝の、^は幡、^は宮、^は拜、
^は日、^は地下、^は前、^は驅、^は二十人、^はの中、^は相、^は加、^はち、^は頼、
^は後、^は亂、^はち、^は今、^は更、^は登、^は用、^はす、^はと、^は覺、^はえ、^はい、^はん、^はや、

介子推云々、介子推ハ
晋の文公の忠臣なり
文公驪姫の讒ニ因り
て出奔し嘗て餓死す
推腹をけきて之ニ食
す一む明し返るる及
びて恩賞子推ニ及む
此子推錦上山中ニ隠
る後に文公人をして
之を求めしむるを得

久しき家入あり、ちしるる大功もあつて、かくやハ抽賞
せしむべきとあやしみ申し輩もあつたりとぞ、關東の
高時、天命すで極まりて、君の御運をひらき事ハ、更
に、人力といひぐく、武士しるる輩いへば數代の朝敵を
り、御方よまわりて、其の家を失ふぬこそ、あまりある皇
恩を、更に、忠をわく、勞をつきてぞ、理運の望をもく
ちしつべき、ちるる城、天の功をぬすきて已が功とお
りへり、介子推がいまも、習ひ知るりのちきにこそ、
かくて、尊氏が一族ちるる輩も、あまも昇進し、昇殿をゆ
るさしるるもありき、いまは、或人の申されしハ、公家の御
世にりへりゆるりとれりひし、ちるる、猶武士の世
ふちりぬとぞあやしみ、およも、政道といふことハ、所々

いふりて其山を標
きし、子推交死せり、
文公哀之を封して
介山といひき、事晋史
及左傳傳公二十四年
の條に見えり

ちるる、是、天照太神のあきしるる御をへちり、決斷と
云ふにちりて、ちるるの道あり、一よハ、其の人をえしび
て官に任じ、官よ、其の人あるときを、君ハ垂拱してま
まは、いまは、本朝も、異朝も、こきを治世の本といふ
たつし、國郡をわさくし、せばわつ所、ちるる其
の理のまにす、三よハ、功あるをバ必賞し、罪あるをバ
ちるるに罰は、是、善をすし、め、惡をくし、道ちり、是に一
も、ちるるを亂世といへり、上古よハ、勲功あまはと
て、官位をすし、むる事ハちるるき、つねの官位の外に、勲
位といふし、ちおきて、一等より十二等まであり、無位
の人ちるる、勲功ちるるて、一等にちるるまは、正三位の下、

三公、太政大臣と左右大臣とをいふ

從三位の上つゝあるべしとぞ見えたる。又、本位ある人の、こきを兼ねたるもあるべし、官位といへるも、上三公より、下諸司の一分にわたり、是を内官と云ふ。天文よかたどり、地理よ法りて、おのづからつらばる方あまは、其おちくしてハ、任用せらるべからざる事なり、名と器といふは、うらばとも云ふ。天のつらさき、人其代もるともいひて、君のみどりよつづくるを謬擧とて、臣のみどりにくるは、戸祿とて、謬擧と戸祿といふ。國家のやぶる階、王業の久しからざる基なりとぞ、中古とちりて、平の將門追討の賞よて、藤原の秀郷、正四位下に叙す。武藏、下野兩國の守をうね平の貞盛、正五位下に叙す。鎮守府の將軍に任ず。安倍貞任、奥州をめぐりて、源頼義朝臣、十二年

戸祿空しく位とあるりのをいふ

までたつゝひて、凱旋の日、正四位下に叙す。伊豫守に任ず。かまゝ、其の功たつといへども、一任四五ヶ年の職ちり、是ちり、上古の法よいかたまり、保元の賞よハ、義朝、左馬頭と轉じ、清盛、大宰大貳と任ず。此の外、受領、檢非違使よられるもあり、此の時もや、すでもみどりかたまりきとどめとちりよけん、平治よりこのうと、皇威ことの外におとろへぬ、清盛、天下の權をぬす、太政大臣よあがて、子供、大臣、大將よちりて、いふよと、ぬ事よや、ちきど、朝敵よちりて、やがて滅びせしむ。後の例よとひきかゝり、頼朝ハ、更も、一身の力よて、平氏の亂をくひらげ、二十餘年の御いきど、不臣、或やすめ奉りき、むく、神武の御代よ、宇麻志麻見命の、中州をえづめ、皇極の御

標註 不_レ言_一者

守_レ大織冠、藤我の一門を不_レろ_レして、皇家をま_レく_レせ
し_レより、のちも_レと_レひちきほどの勲功_子や、そ_レきす_レ
京上の時、大納言大將_子に任_ぜられ_レを_レバ、く_レく_レい_レち_レ
申_レく_レを、お_レして_レち_レは_レきて_レり、公私のわざを_レひ_レや
ありけん、其の子ハかま_レる跡を_レバ、大臣大將_子なり_レて、
や_レが_レて_レ不_レろ_レびぬ、更_レも跡といふ_レの_レる_レ、天意ふ_レた_レか
ひ_レく_レと見_えく_レり、君もか_レるため_レに_レは_レせ給
ひ_レにより_レて、大功_をた_レる_レまでも、皆、あ_レるべき事と
思_ひあ_レり、頼朝も我_が身_をく_レま_レば_レて、兄弟一族を_レバ、
く_レく_レお_レち_レへ_レく_レにや、義經、五位の檢非違使_をて_レや_レ
ぬ、範頼_が參河守_{なり}り_レハ、頼朝拜賀の_レ日、地下の前驅_子
名_一加_へく_レり、お_レち_レる心見_えけ_レま_レや、お_レの_レ兩弟_をも

此_レ子_レ實_レ朝

經基ハ、清和天皇の孫
なり
承平の亂、將門、純友の
亂_{なり}

經基 滿仲 賴信
義家 義親
義朝 義平
賴朝 義經

終_りより_レま_レし_レま_レき_レは_レぬ親族も、お_レ不_レく、ほ_レろ_レ不_レき_レも
ハ、お_レち_レりの_レま_レし_レま_レふ_レせ_レぎ_レて、世_をも久_く家_をも_レ志_づ
めんと_レよ_レやあり_レん、先祖經基ハ、ち_レき皇孫_{なり}り_レく
ど、承平の亂_ハ、征東將軍忠文の朝臣_が、副將_{なり}り_レて、_レま_レ
が節度_をり_レく、それ_{より}、武勇の家_{とな}り_レ、其の子滿仲_よ
り、賴信、賴義、義家相續_ぎて、朝家の_レま_レめ_レり_レて、久_く
め_レつ_レる_レ上_{にも}朝威_まり_レり、下_りて其の_レ分_り過
ぎ_レり_レて、家_を全_くく_レる_レよ_レこそ、爲_義ふ_レり_レて、亂_に
く_レり_レて、誅_ふり_レ義朝_まり_レ功_をく_レてんと_レて_レ不_レろ_レび_レ
き、先祖の本意_にそ_レむ_レき_レる事_ハう_レと_レが_レひ_レち_レり、は_レま_レバ
よく、先蹤_をま_レき_レす_レへ、得失_をかん_レぐ_レへて、身_をく_レて家_を
ま_レく_レする_レこそ、あ_レこ_レき道_をま_レ、お_レの_レち_レら_レた_レく_レひ_レ

訂正 申_レ言_一已_レ下_レ卷

三十八 教育書專賣所 並_レ目_及入_レ合

清盛、頼朝が昇進をみて、みまあるべき事とせり、ひ、為義
義朝が逆心をよみて、止むべしとせり、ゆゑをいらば、近ごろ、
伏見の御時、源為頼と云ふをのこ、内裏にまわりて、自害
せり、いづか、かねて、諸社に奉まる箭も、其の夜射ちけ
る箭も、太政大臣源為頼と書きしり、いとをうた
事に申すめ、人の心の、みづりふちり行はずと、
是ふておしあるべし、義時とて、いふ不どもあつり
ぬべく、あり、正四位下左京權太夫とて、や
ぬ、まゝて、泰時が世にちりて、ハ子孫のすゑをかけて、よ
く、おきて置き、いふや、滅、までも、終、高官にの
らば、上下の禮節をみづり、ちり、維貞といひ、い
吹、いよりて、修理の大夫にちり、い、い、と申

昔人をえしび云々、
大寶考謀令詳

いづか、まことに、其の身も、やがてうせり、き、父祖の
きて、よたがふハ、家門をうり、ふとる、人ハ、む
し、を忘る、い、のち、天ハ、道をうり、をばらる、べ
し、さ、い、ち、ど、天ハ、正理のま、い、ち、を、ぬと云
ふ事、う、が、い、ち、き、と、人の善悪ハ、身づうらの果報な
り、世のやすらざるハ、時の災難ちり、天道も神明を、
う、ふ、とも、せ、ぬ、い、ち、れ、ど、邪、ち、り、い、の、ハ、久、う、ら、い、
て、わ、る、び、い、づ、き、う、ら、世も正よりへるも、古今の理り、
是をよ、い、ち、き、い、へ、知、る、い、稽、古、と、い、ふ、昔、人、を、え、し、び、用
ひら、い、い、日ハ、先、徳行をつ、い、徳行を、い、き、バ、才用
あるを、い、ち、ふ、才用、い、け、き、バ、勞、效、ある、い、ち、又、徳
義、清、慎、公、平、恪、勤、の、四、善、を、と、る、とも、見、え、り、又、格、條、よ

られん事ハ、朝議のみごりたるのちさうに、身のためも、能くつゝ一むべき事とぞ覺ゆる、ゆらこゝも、漢の高祖をすゝるよ、功臣を大きよ封ト、公相の位をもさづけしうバ、まゝつておごりぬたおりぬまバ、ならぼ依りて後よも、功臣のこりちりちりより、後漢の光武ハ、此の事にこりて、功臣よ、封爵をあへん、ゆるも、その首より一鄧禹すゝ、封せり、所四縣よ過ぎ官を任ずるも、文吏をゆとめえりびて、功臣をゆ一お、是よりつて、二十八將の家、久しくつゝも、むありの功も、むちりりらに、朝をも、名士おなく用ひられて、曠官のそ、りちりりき、彼の二十八將の中よも、鄧禹と賈復とハ、其のえりびりあづりて、官よありき、漢朝のむちりりよ、文武の

功田 大宝田令
功大 功世々 不絶 上功
功三 世中 功傳 二世下
功傳 子とあり

不輸の地、租税を出だ
すに地あり

官田ハ、親王品階及
王臣五位以上よま

才をそまふる事ハとあり、あしが、功田といふ事ハ、昔ハ、功の品は、大上中下の四の功を立てり、田をあらち給ひき、其の數、みな、つたへ、孫子よつゝへ、身にと、まろとあり、天下を治むと云ふ事ハ、國郡を專よせ、その地を立てらる、事のちり、一國の内、みる國命の下よてを、法よそむく民よ、か、く、國司の行迹を、罰あり、その外、官田、職田とて、

ば、其の功ありといへども、いふへより、いさなひあ
 る輩を名づけられんためより、或ハ、本領ありとて給へ
 るとあり、或ハ、近境ありとて望むも何と、闕所をもちて
 おこちをるゝもたらざれば、國郡よつきゝりし地、若ハ、
 諸家相傳の領主でも、きこひ申しくりとぞ、をたまふん
 とて、いよゝみされ、やすらんとして、ますゝあ
 やふくちりにくる、末世のいゝこそ、誠よかるゝき事
 ちりなき、たよそ、王土にうまれて、忠をいゝ、命をすつ
 るも、大臣の道ちり、かちゝは、是を、身の高名とむらふべ
 きよあはれ、志あれども、後の人をまげまゝ、其の跡をあ
 らまびて賞せらるゝハ、君の御政あり、下として、きこひ
 あらそひ申すべきよあはれぬにや、まして、はせら功を

くて、過分の望被りし事、みづくら、あやぶむるも
 ちきど、前車の轍を見ること、まこと、有んぐとたを
 らひちりらん、中古までも、人の、はの、豪強ちるを
 へいすゝめ、れき、豪強に成りぬまば、かちゝは、おこる
 ありあり、果して、身を不ろば、家をうゝふたの
 へまば、いまゝめ、るゝもことわりあり、鳥羽院の御代
 によ、諸國の武士の、源平の家よ屬する事をとむべ
 といふ制符、たびゝありき、源平、久ゝ武をとりに仕
 へゝかども、事ある時、宣旨を給たりて、諸國の兵を
 ぐゝるゝ、近代とちりて、やがて、かゝらるゝや
 ら多くちりゝによりて、此の制符は、くどはきき、果して
 今までの亂世の基をまば、云ひゝひちき事もちりよけ

り此のころよりのこと日ざにも一度軍よかけあひ或
 ハ、家の子良從、節よ死ぬるをぐひもあれば、わが功よむ
 きてら、日本國を給へ、もしハ、半國をたまはつてと、く
 べりらびちど申すめる、まおとに、さまでおめふことハ
 あらどちきど、やがて、こきよりみどろくちりともあり、
 又、朝威のろろく、くはも、たしをあらくろくめりちり、言
 語ハ、君子の樞機ちりといへり、ありくはまふも、君をな
 いざしろみし、人よおごる事ハあるべりくぬことよま
 そ、ちきふも、まろせるごとく、かとき氷ハ、霜をふむより
 いくろちりひちきバ、亂臣賊子といふゆゆハ、其のちド
 め、心言葉をつりまぎるより出でくるちり、世の中の
 ひとろふると申すハ、日月の光のかたちよもあはれ、草

五百九十四郡、この頃
 ハ、あつて久拾芬

水の色のあつてまろふもあつて、人の心のあつてちり
 行くを末世といへりや、むろく許由と云ふ人ハ、帝
 堯の國をつとへんとあり、坂聞きて、潁川よ耳をあ
 ひき、巢父ハ、是をききて、この水をききまがりて渡
 ら^び其の人五臟六腑のらまるふもあつて、能くおめひ
 ちりさせる故よこそあつて、ちり行く末の人の心、思ひ
 やるおそあさましくも、大くち、おのき一身ハ、恩に不こ
 ること、萬人のうらをのこすべき事をバ、ちりかへ
 りしちり、君ハ、万姓の主にてまろませば、ちりある
 地をもちて、限ちた人よ、わろくせ給もん事ハ、おして
 ちりり奉るべり、一國づを望まバ、六十六人よて
 ふさぐりちり、一郡づといふとも、日本を五百九十四

抄は六百四郡と見
えり

郡こそあまき五百九十四人ハふるこぶとも、千萬の人ち、
よらあむむ、いもんや、日本の半を心ばし、みちちりし
ぞまバ、帝王ハ、いづくを去らせ給ふべきまう、かくる心
のきざして、ことむあも出た①、おめてに②、まづる色の
ちきを、謀叛のちめと③、いふべきまう、将門ハ、比叡山
にのりて、大内を遠見して、謀叛を思ひくもどてり
も、うゝるまどひまやありん、昔ハ人の正くて、将門ま
見もこり、きくまありけん④、今ハ人々の心、かくのま
まよたれば、此の世ハ、彌おとろへぬまや、漢の高祖の、
天下をどりしハ、蕭何、張良、韓信ガ力あり、これを三傑と
いふ、萬人ハ、勝まらざらば、傑といふとぞ、中うも、張良ハ、高
祖の師として、はつり、ことを推幄の中よめぐらして、勝

清衡 基衡 秀衡
平の重忠ハ、即高山重
忠なり

長岡の郡東鏡ニハ、高
岡に作ま

事を千里の外ハ決するハ、此の人ちりと宣ひしほど、張
良も、おごる事ちりして、留とひひて、すまきちる所を
望みて、封せまらり、あまゆる功臣、おなくぬるび
うど、張良ハ、身をままらたり、近き代の事ぞらり、頼
朝の時までも、文治のころや、奥の泰衡を追討せしに、
身づりら、向ふことありし、平の重忠ガ先陣して、其の
功すまきちりけまバ、五十四郡の中、いづくをも望むべ
か、けけるに、長岡の郡として、きくめらる、少き所を望み給
はり、くるとぞ、是ハ、人よ、ひろく、賞をもおこまらめん
が、めにや、かゝあうりらるをのこまを、又、直實と云
ひ、くまのふ、一所を、あま、給ふ下文に、日本第一の甲
の者ちりと書きて、なまひてり、一とせ、彼の下文をも

高時が餘類、高時の子
時行潜るて信濃、居
るに、兵を起し、東國
多く之に應じ、

ちて、奏聞する人のありけるが、褒美の詞の在るを以て
[き]に、あつたたる所のすくなく、[き]まことよ、名をむく
て、利をうろくし、いみじき事と、口々に不めあへ
く、いふ心得て不めけんといとをか、是れ等の心
こそなうしめ、事にふきて、君をたし奉り、身をたうく
する輩の、おなくちり、ありし世の、東國の風儀も、か
たりけてぬ、公家のふるたすうともち、いふ成りぬ
る世よ、うとちげくとも、うともありときあえり、ど、中
一とせむり、ハ、誠に、一統の志る、覺えて、天の下こそ
り集りて、都の中をえり、くこそありしが、建武乙亥
二の秋の比、滅びよ、高時が餘類、謀叛をおこして、鎌倉
に、いりぬ、直義ハ、成良親王を引きつと申すて、參河の國

とど、嫌疑、いふ、尊氏
よは、いふ、まき

成里、母方の里をいふ
あつたたる、ね法令、三
位以上の人の、いふ
死罪を犯す、奏上
して、裁定を仰ぎ、罪を
減す、ちり、之を、議請
減す、名例、傳、よ、奉

までの、まよき、兵部卿護良の親王、ことありて、鎌倉に
おと、まよき、を、つと申す、及、失ひ、申して、け
り、み、この中ちれど、宿意を、す、あ、けん、都
も、かねて、陰謀の、きこえありて、嫌疑せし、ける中、權
大納言公宗の卿、め、た、も、此の、まき、誅せ
る、承久より、關東の方人、あて、七代よ、なり、ぬ、に、や、高時
も、七代よ、て、滅びぬ、運の、あ、む、か、と、覺ゆ
も、と、弘仁に、死罪をとめ、れて、後、信賴が、時、だに、め
づ、ら、ち、る、事、よ、申、る、成里の、寄、も、久、く、ち、り、大納
言以上、に、い、ぬ、ら、よ、ハ、同、ト、死罪、ち、り、と、も、あ、つ、た、な
らぬ、法令、も、ある、よ、う、け、ち、ち、り、お、こ、ち、る、輩、の、あ、や、ま
ら、ち、り、と、ぞ、聞、え、し、尊氏、ハ、申、し、う、けて、東國、よ、む、ひ、け

るが、征夷將軍、ちりびし、諸國の總追捕使を望み、ききと、
征夷將軍にちりて、ことごとくハゆるはき、
東國ハ志づありみきと、尊氏、望むところ達せ、
謀叛をおこすよきあえ、十一月十日あま、
義貞を追討すべきよ、奏狀を奉、すちをち、打ちて上
りけき、京中駭動、追討のため、中務卿尊良親王を
上將軍として、はるべき人々も、あま、遣は、武家
ハ、義貞の朝臣をもとめて、おおくの兵、下は、
二月に、官軍引き、をきぬ、關々をか、
次の年、丙子の春正月十日、官軍、又や、
ちり、依りて、比叡山東阪本、行幸して、日吉の社に
ぞ、ゆる、内裡も、則や、累代の重寶も、

見く

軍兵を率いて云々、此の時頭家陸奥の人結城宗廣等を従へ、大兵を發して、尊氏の軍後尾して、西上、
江、近江の琵琶湖より

諸將、義貞正成等より

失せ、間、陸奥守鎮守府將軍顯家卿、此のみ、
きて、親王を、たて奉り、陸奥出羽の軍兵を率いて、
責め上、同十三日、近江の國、つきて、事のよ、を奏聞、
十四日に、江をわ、阪本、ま、官軍大、
き、力を得て、山門の衆徒、萬歳をよ、同十、
六日より、合戦、この日、ひ、朝敵を追ひ、
と、やがて、其の夜、還幸した、尊氏等、攝津國、
あり、とき、か、諸將をつ、二月十、
三日、又、こ、をたひらげ、朝敵ハ、船にのりて、西國へ、
ん、落ち、諸將、お、官軍ハ、かつ、へ、
り、を、東國の事、不、つ、親王も、又、か、

貞と、つくしへつらくら^{せうら}。かくて、親王、元服し、まひ、直
 二品、叙^せ陸奥太守に任^ま。この國の大守
 ハ、は^らめ^らる事^をきど、便ありとて、任^に給^ふ。勸賞^を
 よりて、同母の御兄、四品成良のふらを超え^しま^り。願家^を
 卿ハ、ま^らばと、賞をバ申^しうけざり^しとぞ、義貞朝臣ハ
 筑紫へ下り^り、播磨國に、朝敵の黨類ありとて、ま^ら、是
 を討治すべ^しとて、日を送^り、ふどに、五月もちりぬ
 尊氏等、西國の凶徒を相^あひて、うさねて攻め^ぬが
 官軍利^くて、都^に歸參せ^り。程に、同二十七日も、又
 山門に臨幸^し給^ふ。八月も、ま^らまで、たび^に合戦あ
 り^りと、官軍いとす^ま。依^りて、都^にハ、元弘のとき

朝敵の黨類、赤松則村
 ちん剛村、初功を以て
 播磨の守護を賜^ふ
 後、之を收め^り
 此に至りて、尊氏、應
 仁に播磨の白旗城^を
 據^りき
 元弘の時の主上、元服

實に元明より

の主上の御弟、一、三の御子豊仁と申^しけるを、位につけ
 奉^り。十月十日の比、主上都に出^でらせ給^ふ。いと
 あらま^らし^う事^もち^う、を^は行く末をお^しめ^す
 道あり^しよ、こ^そ、東宮ハ北國に、行啓あり、左衛門督實世
 卿以下の人々、左中将義貞朝臣をま^しめて、さ^らべき兵
 も、あ^まつ^らつ^らり^まつ^らり^まつ^らり、主上ハ尊號の儀、ま^しり
 した、御心をやす^め奉^らん^うめ^しや、成良親王を、東宮
 にす^ゑ奉^り。同十二月も、ま^らのひて、都を出^でま^りて
 河内の國に、正成といひ^しが一族をめ^して、芳野に
 いらせ給^ひぬ、行宮をつ^くりて、ま^らせ^しま^り、り^らめ
 ごと^く在位の儀、ま^らま^らり^し、内侍所も、う^つ
 せ^し、神璽も、御身にま^らが^へ給^ひたり、誠^に奇特の

東宮は良親王より

第九十六代、今上皇帝、御名ハ義良、後醍醐天皇第七の御
 子、御母ハ、准三宮藤原廉子、此のきみちりまれし給え
 んとて、日を懐くとちん夢見申し給ひくらとぞ、さき
 バ、あまの御子のちりたり、たごちりまよき御事とぞ、兼
 ねてよりきあえさせ給ひし、元弘癸酉三のとし、東の陸
 奥、出羽のうとめよて、はりむらせよいね、甲戌四元弘の夏
 立親王、丙子元の春、都よのならせまよて、内裡よ
 て御元服、加冠、左大臣とちや、すちもち、三品よ叙し、陸奥
 の大守よ任せさせ給ひいさ、同トき戊寅三元のとしの春、又
 上らせよちひて、芳野の宮よまよて、秋七月、伊勢
 よこえさせよまいね、あはねて、東征ありしかと、猶、いせよ
 かへりまよ、つちのとの卯の年延元三月、又、芳野へい

せ給いさ、秋八月中の五日、ゆづりをうけて、天日嗣をい
 へおまよま

標註不... 卷

標註正神皇正統記下卷

六書舌上原田真筆書

明治二十五年五月九日印刷
同年五月十日出版

版權所有

著者

東京小石川區西江戸川町一番地

今泉定

介

著者

東京牛込區水道町四十二番地

畠山

發行者

東京神田區柳原河岸十四番地

辻敬

印刷者

東京下谷區練堀町六十八番地

沼尻為

發兌

東京神田區柳原河岸十四番地

普及

舍

健之作



